

デジタル庁

○ 告示第十四号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。







令和六年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税所得割非課税世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度胎内市一般会計補正予算における新潟県内市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するため、基礎となる情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、及び令和六年度物価高騰対策に関する事務）の支給に関する情報を含む。）の管

令和六年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税所得割非課税世帯生活支援給付金の支給要件に当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

四 令和七年度福井県勝山市115(いいこ)みらい応援金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度勝山市一般会計当初予算における、福井県勝山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。)の支給を実施する。そのため基礎とする情報(公的給付支給等口座登録関係情報を含む。)の管理に関する事務

令和七年度福井県勝山市115(いいこ)みらい応援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録関係情報に関する情報

五 令和六年度沖繩県宜野湾市住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金及びこども加算給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度宜野湾市一般会計補正予算における、沖縄県宜野湾市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施する基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度沖繩県宜野湾市住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金及びこども加算給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。